

平成24年12月5日 (水曜日)

議事日程 (1)

平成24年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 行政報告について
- 第4 議案第50号 芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の制定について
- 第5 議案第51号 芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第52号 芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第53号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第54号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第55号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第56号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第57号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第58号 平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第59号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第60号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
- 第15 議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 第16 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 第17 議案第63号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第18 議案第64号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第19 議案第65号 新たに生じた土地の確認について
- 第20 議案第66号 字の区域の変更について

第 21 議案第 67 号 指定管理者の指定について

第 22 承認第 4 号 専決処分事項の承認について

第 23 報告第 8 号 専決処分事項の報告について

第 24 発議第 6 号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第 25 発議第 7 号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

【 出 席 議 員 】 ( 1 2 名 )

1 番 松上 宏幸      2 番 内海 猛年      3 番 刀根 正幸      4 番 妹川 征男  
5 番 貝掛 俊之      6 番 田島 憲道      7 番 辻本 一夫      8 番 小田 武人  
10 番 川上 誠一      11 番 益田美恵子      12 番 中西 定美      13 番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 ( 1 名 )

9 番 今井 保利

---

【 欠 員 】 ( な し )

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 福田 雅代

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長                      波多野茂丸      副町長                      鶴原洋一      教育長                      中島幸男  
モーターボート競走事業管理者      仲山武義      会計管理者                      松田義春      総務課長                      小野義之  
企画政策課長                      中西新吾      財政課長                      柴田敬三      都市整備課長                      大石眞司  
税務課長                      縄田孝志      環境住宅課長                      入江真二      住民課長                      武谷久美子  
福祉課長                      吉永博幸      地域づくり課長                      松尾徳昭      学校教育課長                      岡本正美  
生涯学習課長                      本田幸代      病院事務長                      森田幸次      競艇事業局次長                      大長光信行  
事業課長                      藤崎隆好      管理課付課長                      濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成24年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月5日から12月14日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、6番、田島議員と、7番、辻本議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

日程第3、行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。本日、平成24年芦屋町議会第4回定例会の議案上程の前に、第3回定例会以降における行政の出来事について報告をさせていただきます。

1点目は、目標管理制度及び人事評価制度の構築についてです。

平成24年度、25年度で目標管理制度及び人事評価制度を構築していくため、トップインタビューを10月3日に行いました。この中で、制度構築の目的が職員個々のレベルアップによる組織の活性化であること。上司への報告、連絡、相談の重要性を改めて認識すること。職員間の

情報の共有化をさらに進めること。職員提案を積極的に受け入れること。町の業務の全体像を意識して、自分の業務を遂行することなど限られた職員数で業務を進めていくための方向性について考え方を示したものです。

2点目は、電算システム共同利用のため、北部九州情報化推進協議会を設立したことです。

10月4日、飯塚市におきまして、北部九州情報化推進協議会の設立式が行われました。この協議会へは、芦屋町、遠賀町、直方市、飯塚市、大川市、熊本県荒尾市の4市2町が参加しています。

本協議会では、同じベンダーのシステムを導入する自治体で業務の標準化に努めることにより統一されたシステムで一括管理できるため、ハード、ソフト両面での割り勘効果に加え、ハードの高性能化によるシステムの安定稼働が図られていくこととなります。

3点目は、全自治区参加による町民体育祭についてです。

10月7日に行われた町民体育祭は、7年ぶりに全自治区が参加する全町挙げての開催となりました。今年のテーマでありました「つなごう、地域力。深めよう、町民力」のように、今後も引き続き全町挙げての開催に自治区、各種団体とともに力を合わせて充実していきたいと考えています。

4点目は、五島美術館と裏千家への芦屋釜の寄贈についてです。

芦屋釜の復興事業では、平成25年度より鋳物師が1名独立します。その支援の一環として、復興事業の周知及び芦屋釜の情報発信力を強化するため、10月17日、東京都世田谷区にある五島美術館へ釜を寄贈しました。五島美術館は、国宝や重要文化財を多数所蔵する日本有数の美術館であります。

また、10月27日、裏千家家元とお会いする機会があり、芦屋釜の寄贈についてお話させていただきました。現在、寄贈の方法などの調整を行っているところであります。

このように、茶道界に影響力のある機関で芦屋釜を活用してもらうことは、知名度と付加価値を上げる最も効果的な方法でありますので、今後も積極的に進めていきたいと考えています。

5点目は、第3回祭りあしやの開催についてです。

10月28日、第3回祭りあしやが役場駐車場において開催されました。町内の各種団体やグループで構成された実行委員会による手づくりイベントであります。各種団体やグループのボランティアにまじり、町職員も参加させていただきました。町を元気にするという多くの皆さんの活動に感謝を申し上げたいと存じます。

6点目は、芦屋町功労者表彰についてです。

11月1日、平成24年度芦屋町功労者表彰を行いました。受賞者は、教育委員として教育行政に貢献された安高吉明氏、消防団員として民生保全に貢献された岩村竜治氏、執行浩一氏、安

高勝弘氏の4名です。皆さんの功績に感謝を申し上げたところであります。

7点目は、防災計画の策定についてです。

国、県の防災基本計画が修正、公表されたことから、芦屋町が平成15年に策定した地域防災計画を、国、県との整合性を図る観点から見直しを進めています。

見直しに際しては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を本町の防災の新しい基本的な考え方として、地域防災力の強化を図りつつ、情報収集、伝達体制や避難体制の強化に取り組むこととしています。

また、11月9日から11月30日まで、パブリックコメントを実施し、現在、その意見の検討を行っているところであります。3月定例会に報告、説明し、4月から適用する計画であります。

8点目は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の設置についてです。

11月13日、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の設立総会が行われました。協議会は、自治会、漁協、観光協会、農業、議会などの代表者で構成。岡垣町から芦屋町までの海岸侵食と漂砂による堆積の問題は、管理者である福岡県が総合的に捉え、対策を講じるべきものではないかと、岡垣町と共同の協議会を設置したもので、柏原西海岸の侵食についてもあわせて協議していきます。今後は、福岡県への要望を取りまとめていくことになっています。

9点目は、町立芦屋中央病院移転・建てかえ方針についての住民説明会についてです。

11月16日に芦屋東公民館、23日に芦屋中央公民館、26日に山鹿公民館で実施いたしました。参加者の数は、東公民館が25名、中央公民館が17名、山鹿公民館が32名の計74人の参加がありました。

今回の住民説明会では、移転建てかえや移転先のことはもとより、医師の確保に関することや移転後の収益に関すること、建てかえの財源や返済に関すること、院外調剤に関すること、交通アクセスに関することなどの事項について質疑があったことを報告するものです。

10点目は、芦屋港港湾計画改定のための地方港湾審議会臨時委員として出席したことです。

11月26日、福岡県地方港湾審議会があり、臨時委員として出席しました。これは芦屋港港湾計画改定のための審議会であり、審議の結果、平成2年次の港湾計画の変更が承認され、また臨海地区の指定についても承認されました。今回の定例会には、関係2議案を上程しているところです。

11点目は、高齢者福祉施設等の事業者公募についてです。

福岡県高齢者福祉施設等整備計画、第6次に基づく平成25年度の施設整備に当たり、福岡県の定める整備方針により、平成25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議要項を定め、9月14日から11月9日までを協議書の提出期間とし、事業者を公募しました。

この結果、2事業者の協議書を受理し、芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会を開催した上で、1事業者を選定し、町の意見書を付して、11月26日に福岡県介護保険広域連合へ協議書を提出していることを報告させていただきます。

12点目は、第2次男女共同参画推進プランの策定についてです。

11月27日、男女共同参画審議会より、第2次男女共同参画推進プランに関する答申書の提出がありました。これは、現行プランが25年3月をもって終了することで、25年4月からの第2次プランの素案について諮問していたものです。議員の皆様によくこの素案を報告し、その後、12月末からパブリックコメントを実施するなど、手続を進めていきたいと考えています。

13点目は、芦屋町人権教育・啓発基本計画の策定についてです。

この計画は、平成23年度に実施しました芦屋町人権問題に関する住民意識調査の結果を踏まえ、芦屋町の人権施策の基本となる計画でございます。議員の皆様によくこの素案報告し、その後、12月末からパブリックコメントを実施するなどの手続を進め、平成25年4月からの実施を目指すものでございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で行政報告は終わります。

---

**○議長 横尾 武志君**

日程第4、議案第50号から日程第25、発議第7号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

**○議長 横尾 武志君**

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

それでは、早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第50号の芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例につきましては、人・農地プランの原案を審査し、決定するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例を制定するものでございます。

議案第51号の芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、保険、医療、福祉、介護サービスを一体的に提供する地域包括医療、ケアを効果的かつ効率的に提供するため、町立芦屋中央病院を国民健康保険診療施設として位置づけるためです。芦屋町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

また、芦屋町国民健康保険条例においては、保険事業の条項において、病院設置の事業を加えるため、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号の芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正により、本会議における公聴会の開催や調査等の参考人について、実費弁償の対象となる地方自治法第207条関係者に加え、また議会の委員会に関する条項の改正により、同条項を引用する箇所について改正が必要となったため、芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号の平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,400万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び財政調整基金繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、区画線設置工事やアクアシアンプールサイド塗装工事等を計上しているほか、各公共施設のトイレや各小中学校の階段に手すり設置工事を予定しております。また、予防接種法改正に伴う不活性化ポリオ及び4種混合予防接種業務委託や松くい虫防除委託業務を措置しております。

議案第54号の平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、他会計繰入金を増額を計上し、歳出では、総務費、介護納付金、諸支出金、予備費を増額を計上いたしております。

議案第55号の平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、繰入金の減額を計上し、歳出では、総務費の減額を計上いたしております。

議案第56号の平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、繰入金を増額を計上し、歳出では、学校給食事業費を増額を計上いたしております。

議案第57号の平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）につきましては、収入では、電話投票及び協力場の売り上げ増に伴う発売金44億7,000万円の増額を計上し、支出では、発売金の増額に伴う払戻金や交付金などの開催費40億5,288万円の

増額を計上いたしております。

議案第58号の平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成24年度から平成25年度にかけて、新病院の基本計画を策定するため、945万円の債務負担行為をするものです。

議案第59号の平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収入では、営業費用の増額を計上し、支出では、建設改良費の増額を計上いたしております。

議案第60号の福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき、規約により特別の定めをするものでございます。

議案第61号の福岡県市町村災害共済基金組合の解散につきましては、国による災害に対する財政支援措置が充実されたため、福岡県市町村災害共済基金組合を解散するものでございます。

議案第62号の福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合を解散することに伴う財産処分について定めるものでございます。

議案第63号の遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合格約の変更につきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合で処理している老人福祉施設静光園に関する事務を廃止することに伴い、事務の変更及び規約の変更をするものでございます。

議案第64号の遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分につきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合で処理している老人福祉施設静光園に関する事務を廃止することに伴い、その財産処分について定めるものでございます。

議案第65号の新たに生じた土地の確認につきましては、芦屋海岸において、砂の堆積によって形成された陸地の一部を、新たに生じた土地として確認するものでございます。

議案第66号の字の区域の変更につきましては、本町の区域内に新たに生じた土地を、隣接する字の区域に編入するものでございます。

議案第67号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町山鹿保育所の指定管理者の指定をするものでございます。

次に、承認議案でございますが、承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、衆議院の解散に伴う選挙費用について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度芦屋町一般会計予算の補正を行ったものでございます。

次に、報告議案でございますが、報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、山鹿小学校耐震補強等工事について請負契約の変更をしたものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由のご説明を終わります。



なお、詳細につきましては、質疑の折りにご説明をいたしますので、よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、5番、貝掛議員に発議第6号及び発議第7号の趣旨説明を求めます。貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

皆さん、おはようございます。発議第6号及び第7号、関連しておりますので一括して趣旨説明を行います。

まず、発議第6号芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定及び発議第7号芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、来年の3月4日までの間に順次施行されます。

この改正の内容は、議会制度の見直しから、議会と町との関係に関する見直しなど多岐にわたっておりますが、現在、議会改革特別委員会で調査されているものに該当するものでありますので、本定例会においては、そういった事項を除いた部分で改正する必要があるものを提案しております。

内容といたしましては、本会議において公聴会を開催し、学識経験者等から意見を聞くことや、調査等のため、参考人の出頭を求め意見を聞くことが可能となる新たな規定が自治法上設けられたこと。また、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の規定が、それぞれ定められていたものが一つの条文に統合されるなどについて、主な改正点であり、その部分に関して芦屋町議会会議規則及び芦屋町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

以上で趣旨説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、貝掛議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第50号についての質疑を許します。刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今回条例化されました議案第50号の芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例というものが上程されているわけですが、まず、人・農地プラン、その事業の概要につきましてお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

人・農地プランにつきましては、農業が大変厳しい状況に直面している中で持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がございます。その中で、平成24年度から国、農林水産省が事業をスタートさせました人・農地プランは、地域の高齢化や農家の担い手が不足し、心配されている中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域や集落の話し合いに基づいてまとめていく計画となります。集落地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体、いわゆる農業の担い手は誰になるのか。また、中心となる経営体をどうやってまた農地を集めていくのか。今後、離農される、リタイアされる農業者の土地や遊休農地などをどのように集積していくべきか等を含めた地域農業のあり方を決めていくものが、この人・農地プランというものになります。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今、大まかの事業というところで、説明で見えてまいりましたけども、芦屋町周辺でのいわゆる設置状況というものがわかりましたら、ご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

基本的には、4町と中間市については、条例及び規則等でばらばらの状況で設置はしているような状況になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実は、これは設置条例という形の中で上げることがどうなのかというところで、これは病院経営形態の折にも、それが場合によっては一過性になるのかなというところで、実はインターネットで調べました。これは、ばらばらです。大体、今、現時点で取り組んでいる市町村というのが1,500を超えて、その中で1,400余りの市町村がこれに取り組んでいるという状況ですけども、大体規則で定めたりということで、これからの社会変化ということで、TPPなど、農業生産者については、場合によっては厳しくなってくる。そうすると、なおさら農業離れとか、そういったものが起こってくるといったところで、この人・農地プランの必要性は十分に感じるわけですけども、やはり事業がある程度見えてくるまでは、一つの、何ていいますか、非常勤特別

職のそれぞれの項目の中で対応している市町村が結構多いように思いましたので、これはどちらが正しいとか、そういった問題ではありません。基本的に、今後のせていく場合にどうなのかというところまでを含めて条例化していかないと、条例化した以上は、やはりそれがどう進んでるのかというのがずっときいてまいりますし、場合によっては、なかなか町として、検討委員会としても、その辺の裁量が大変なんですということが出てくるのが懸念されましたので、一応、ここを出して、今後、民生文教委員会の中で慎重に審議していただければと思います。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第53号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

おはようございます。8番、小田でございます。所管委員会じゃない件名につきまして、ちょっとお尋ねをいたします。

まず、12ページ、ほかの関連したところもあるんですけども、特に12ページの2款1項6目の13委託料、松くい虫の伐倒駆除委託ということで15万9,000円補正で計上されておりますが、従来から、この松くい虫につきましては、地域づくり課、ここで一括処理をしておったと思います。ところが、今回につきましては、このほか5課ですか、それぞれのところに分割で計上されておりますけれども、これの経緯について、なぜ分割したのかということをお尋ねいたします。

それから、財産管理費の中の分につきましては、場所、それから本数。それから、他の係にも属しますけれども、契約内容はどうなのか、それから仕様書がどうなのか、統一したものなのか、

それぞれの係で考えたものになるのか、そこら辺もあわせてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今回から予算の計上の仕方が変わったことに関して説明をということだと思います。以前までは、松くい虫の伐倒が、今回こういうふうにあった場合に、松くい虫の伐倒というくくりの中で予算計上してたわけですが、実際問題としては、あくまで管理している所管があります。その所管の決算という面から見ると、そこそこで計上すべきだというほうで、その方向での調整をした結果でございます。

それから、本数、内容については、地域づくり課長のほうからちょっと説明があると思いますが、これについての仕様、それから具体的な契約については、仕様については、地域づくりのほうである程度全体調べていただけていますが、契約については、全体の本数の中で契約を何本にするか。前年度も3本か4本で契約を分割発注したわけですが、今回も本数、バランス等を検討して契約に臨みたいとは思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

それでは、各所管課に分かれております本数をご説明したいと思います。

まず、12ページ、契約管財係につきましては、本数は6本となります。場所としましては、社会福祉協議会の周辺と緑ヶ丘詰所、あとヨットハーバー付近が、この契約管財係の所管となっております。

次に、17ページをお願いいたします。環境衛生係になります、4款の。本数としましては4本となります。場所としましては鶴松墓地周辺となります。

次に、18ページをお願いいたします。農林水産費の松くい伐倒駆除、農林水産係になります。本数としましては1,149本になります。この中で、鶴松保安林としまして269本、白浜保安林52本、洞山12本、魚見公園が48本、浄化センター550本、浜口林帯7本、高浜林帯が4本、それと海浜公園2本、夏井ヶ浜公園関係が75本、夕日の見えるトイレ16本、梅林公園が28本となります。

次に、20ページをお願いいたします。20ページ、土木係になります。本数としましては27本となります。場所としましては競艇場の法面になります。

それと22ページをお願いいたします。町営住宅係、本数としましては22本となります。場

所としましては、緑ヶ丘の町営住宅19本、望海団地2本、鶴松の中層団地1本となります。

最後に、24ページをお願いいたします。学校教育係、本数としましては8本となります。芦屋東小学校6本、芦屋小学校2本となります。

以上が各場所での本数、トータルで1,216本というふうになります。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

ちょっとお尋ねしますが、21ページの土木費、都市計画費の3目の公園費、この所管については地域づくり課の所管の公園ということで理解しとってよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい、うちの公園になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

それでは、一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

17ページ、4の保健衛生総務費の486万4,000円、この減額の理由。それと、その下の2の予備費の500万円、これは法改正に伴う予防接種でということでもありますけども、これは国、県補助金の対象にはならなかったのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

今のご質問なんですけど、補助金請求の対象にはなっております。ただ、今回委託料関係、予防費がふえたのは、町長からのほうの説明もございましたように、予防接種法の一部改正によって、ポリオワクチンが定期接種から生ワクチンの接種に変わりましたので、それで費用が、委託料が上がったということです。あと、3種混合のジフテリア、百日せき、破傷風のワクチンにつきましても、11月から3種混合に加えて、この不活化ワクチンを加えた4種混合に変わりましたので、その分の増額を計上しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまの人件費につきまして、ちょっと総務課のほうからお答えいたします。

これにつきましては、当初予算に見込んでおりました人員配置と実際の人事配置の違いにより、異動等です。給料、手当、共済費について、ここの部分につきましては減額ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

今の質問はわかりました。

続きまして、18ページ。先ほどの小田議員からの質疑にもありましたけども、松くい虫の伐倒でございますけども、先ほどの答弁の中に分割して発注しているということでございますけども、これはどうして分割発注になるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一度に発注する金額というのは、昨年の場合千数百万、今年の場合700万あるんですが、いわゆる町内の業者育成のために分割できるものはなるべく分割して発注するということで、場所、本数、その辺は分けられる範囲で調整してやらせていただいています。ということで、結論的には町内業者の育成のためということでご理解ください。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

すみません、質問の趣旨がちょっとずれてました。申し訳ございません。

当初予算である程度わかると思うんです、松の伐倒の金額とか。わかりませんか。であるならば、予測がつかなかったのかどうかということをお尋ねいたします。その松の伐倒の本数です。当初予算である程度の金額は上げられなかったのかということをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

私のほうからお答えさせて、要は、毎年、今時期、松くい虫が激しく発生してわかる時期というのは、夏からばあっと赤くなります。その辺で、活動期、松くい虫がやられる虫の活動期のときに、一応そういう状況を見て、この時期に伐倒するのが一番ベストということになりますので、毎年この時期に伐倒するわけです。当初予算のときということ、そのときにきれいに伐倒して、一応見た目上はもうない状況になってるわけですが、要は、夏の間にもまたばあっと発生して、その本数をまた確認して、例年この時期に実施するというふうな状況でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

4番、妹川です。関連してです。今、合計1,226本の松の伐倒ということで、23年度まででは、3年間では2,400本というふうな報告を受けていましたが、今回は1,226本。わずか1年で。質問なんですけれど、これは、700万円というのは単費なのかということと。

それから、今、貝掛議員が言われたように、予測ということに関連して、現在残っている松の本数がどれぐらいあるのか。調査をされているとすれば出していただきたい。というのが、あと5年で、これ、ほとんどゼロに近いような状態になる可能性があります。ということであれば、1年でどれぐらい枯れていくのかということが予想されると思います。

それと、松くい虫による、マダラカミキリムシとマダラセンチュウという、そういう病原菌といますか、そういうセンチュウについては、これはもう国境はありません。それで、芦屋町の敷地だけではなくて、いわゆる昔で言う営林署、今は福岡森林管理署ですけど、そういう国の土地にある松の本数や、それやら今年度何本ぐらい営林署としては伐採する予定なのか、芦屋町のエリアの中で。そういうことを検討し合うことをされているのか。それについて質問したいと思います。

それと、21ページにあります工事請負費。夏井ヶ浜はまゆう公園階段園路防護柵設置工事252万7,000円が計上されていますが、あの響愛の鐘というところから、総工事3,000万円と言われていましたけれど、あの階段を私なぜつくったのかなと非常に疑問に思っています。あんなに危険きわまりないところに階段をつくる。だからまた、危険だからまた柵をつくるということだと思いますが、あの階段の、総工費3,000万円のうち、あの階段をつくらなかったならば、階段をつくった金額は幾らなのか。それをお聞きしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

まず、松くいは今上がっている予算700万に対する補助とかどうかということなんですけど、一応、保安林と地区保全林については県の事業があるんですけど、補助メニューがあるんですが、これが今から、要は何本して、どういう契約をしたかということで、所管のほうで、地域づくり課が所管になるんですが、申請をします。申請して、どれだけつくかというのは、今のところちょっとはつきりしてませんので、今回、一応単費にしていますが、最終的には幾らかの補助は、その分に関してはあるかと思います。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

まず、松の枯れる予測という点につきましては、非常に現在の段階では予測することは非常に難しいというふうに考えております。現在の松の残っている本数につきましては、調査等の資料がございませんので、今ここでお答えすることはできません。申し訳ございません。

あと、国との伐倒関係の協議につきましては、現在、協議等は行っていない状況になりますので、今後、国が伐倒する状況等も把握していきたいというふうに思っております。

それと、夏井ヶ浜はまゆりの階段の件につきましては、資料等ちょっと持ち合わせておりませんので、階段等をつくった場合の金額については、後日ご報告をしたいと思います。基本的には、この階段等につきましては、いそで遊べるような形というところで階段を設置して、今回、その階段がちょっと急な階段ですので、今回の工事をして転落防止をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

今の階段の防護柵設置、非常に危険きわまりないので柵をつくると。それで散策、下のほうまで海岸遊び、水遊びということ。非常にアイデアとしてはいいことかもわかりませんが、もし、そこでも事故が起こったとき、もう真下に落ちて、これはもう人命にかかわるような高さですから、こういう場合になった場合の責任の所在はどうなりましょうか。

それと、今、枯れた本数については、本数まで細かく出されておられましたから、ぜひ早急にちゅうか、時間のある段階で、ぜひ本数を調査していただきたいということ。それから、ぜひ営林署と協議していただきたいなというふうに思います。

この危険の整理の問題についての誰が責任をとるのかということについてお尋ねします。



○議長 横尾 武志君

妹川議員、そういう質問は質疑と少しかけ離れておりますので、今後、委員会なりで討論をしていただくように、いいですか。質疑とはかけ離れております。ほかにあったら、どうぞ。ありませんか。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、3回目。

○議長 横尾 武志君

3回目。

○議員 4番 妹川 征男君

単純な質問で申し訳ありません。10ページのこの夏井ヶ浜はまゆうの防護柵工事、設置についてで250万という予算が入っておりますが、これについてはハード分ということで出されてますが、今現在、ハード分の事業債は1億6,800万から、その250万が加えられて1億7,000万円と。であれば、ソフト面については幾らあるんでしょう。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今、県に申請している過疎のソフトにつきましては3,500万です。  
以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第8、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第9、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第10、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第60号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第60号、それと後の61号、62号は関連する議案でありますので、この第60号で、これについて質問いたします。

この共済基金制度は、1972年の昭和47年7月豪雨で筑後川が氾濫するなど、県内で総額186億円の被害が出たことをきっかけに、県内の全市町村が、それぞれ1億円を目安に拠出し、低利貸し付けの運用もあり、残高が157億円に膨らんだものです。東北大震災や北部九州災害、こういったものが起こり、災害への備えが重視されているときに、組合の解散を疑問視する、こういった声も上がっていると新聞で報じられてます。この基金の管理を行ってきた県町村会、こういったところでの管理が本当に適正に行われていたのであろうかという疑問も持つわけですが、その点ではどのような運営がなされていたのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

この基金組合の概要とかいうのをちょっと説明したいと思います。

組合設立は、今言われたとおり、そういう47年の大水のときに、何とか対応したいということで、昭和48年の4月10日に設立されたものです。今、福岡県内全市町村をもって組織され

た一部事務組合ということでございます。こういう基金組合というのは、全国で、当時ですが、北海道、山口県、福岡県の3件のみです。山口県につきましては平成18年度にもう解散して、実際問題としては、今、北海道と福岡県でしか、こういう一部事務組合はございません。その内容につきましてどうかということにはちょっとはっきり、当事者というか、組合の関係のこと、内容は詳しくわかりませんが、今の利用状況としましては、ここ5年、特に17年から21年、ここ何年かはもう貸し付けをしておりませんので、17年から21年の5年間で約23件の分で、大体、五、六億を基金を取り崩して運用、各団体が利用したという実績はあります。

そこ提案理由のときでも説明しましたが、要は国の災害復旧対策の中身が充実したということ。それから、今先ほど説明しましたように、全国で現在山口県と福岡県でしか、こういう基金は残っていないと、組合は残っていないということ。それと、3点目は、各市町村の財政運営が厳しい中で、現在、組合財産としては158億円ありますので、これについては各団体から、どうにかならないかとかいうところでの組合での議会の問題提議が平成19年ごろからあって、それに伴ってずっと議論が進めていかれた中で、今回の決定がなされたものと理解しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

新聞の報道によりますと、80年代までは年間に十数件、総額数億円の基金活用があったが、最近は何年にも一、二度、1,000万から3,000万の程度に減少しているという、そういったことで不要論なんかも出たと思うんですけど、しかし、福岡県内でもいろんな水害とか起きて、被害に遭われる方も多い。そういったときに、なぜこういったものを運用しなかったのかという点では疑問が残りますし、また先ほど言われましたように、災害時に国も財政支援が充実しているので、もうこういったことが必要でなくなったというようなことが言われていますが、しかし、それでは現在の東北の状況を見ると、本当に普及が進んでいる、そういったことがやっぱり思えない状況です。

こういった基金とはまた別に、全国では15県で被災者支援のための給付金制度がつくられております。これは県と市町村が拠出金を出して基金をつくり、こういった国の制度の上乗せをして、国の制度から外れた、そういった被災者、制度にはやっぱり一定の基準がありましようから、その基準に届かなかった場合には国の制度には乗れません。そういったことから外れた被災者に対する制度をやっている自治体もあります。

そういった点では、こういった基金をなくすのであれば、やはり今度は国の制度に上乗せして被災者を救援するという、そういった福岡県独自の支援制度、こういったものをつくることが必

要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

今の川上議員のご質問の支援につきましては、県の町村会のいわゆる理事会で決定した案件であります。今課長が申しましたように、昭和48年、できた当初は、これは必要性が、国がこういう災害の場合は余り手厚くしてくれてなかったと。昨今いろんな、例えば長崎普賢岳だとか、地震、風水害等々は、国が手厚くやっけていただいております。いわゆるこの災害基金の存続意味というものが町村会の理事会で論議され、それで、今言いましたように、日本では、結局、山口と今は福岡しか残ってないということで、これはこの基金がかなりの金額でございますので、それをそのままもういわゆる眠らせるというか、置いておくよりも、各県内町村財政が今厳しゅうございますので、これを一旦解散して、どういう配分になるか、私ちょっと詳しく知りませんが、この基金の積立金を各町村にお返ししようということで、もうこれ決定されておりますので、その辺ご理解を賜りたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

これはもう決定することは決まってるんですけど、そういった158億円とか、そういったのがあるなら、これは廃合が変わるのであれば、また新たなものをつくるべきではないかという、そういったことでございます。

それでは、最後に、具体的にこの中見ますと、芦屋町への返還額が1億8,976万円という、こういった金額となっております。仮に、こういった返還金がきた場合、この返還額については、やはり地域防災を強化する、こういった基盤整備、こういったものに充てるものとして活用すべきと思いますが、町は、そういったお考えはあるのでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

先ほどの答弁の中で、今こういう基金組合があるのは山口と福岡と言ってしまいました。すみません。北海道と福岡県です。山口は平成18年度で解散してますということで、当初3つあって、今は2つということで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

それと、一応この財産処分につきましては、全60市町村が、この議会の解散の議決をもって初めて成立するものということで、3月議会で金額については上程をさせていただきたいと思っ

ております。今言われた防災計画、その辺のところではどうかというご意見なんです、十分その辺は参考にして、今後検討したいと思っております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第63号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第63号、64号、これも関連する議案なので、この63号で伺います。

この議案につきましては、民生文教委員会に付託する議案だと思っておりますが、これは中間、遠賀地域行政組合の老人福祉施設静光園を民間に移譲するという住民にとって大きな問題でもあります。また、波多野町長は、この広域行政組合の代表理事でもありますので、この場で、本会議で質問いたします。

まず、第1点目に、この静光園の移譲については、広域組合では当然論議がなされてきたのでしようが、広域組合に選出されていない私たち議員には、この間の経緯が十分に説明がなく、唐突に議案が出されたというのが正直な印象です。芦屋町の高齢者にとって、ついの住みかとしての役割を果たしていた静光園が民間に移譲されるということですから、1市4町の議会や住民に、今後の静光園がどんなふうになっていくのか、また介護保険との関連はどんなふうになるのか、メリット、デメリットはどんなのかという説明、こういったものを丁寧に行うべきだというふうを考えます。そこで伺いますが、静光園は、なぜ1市4町で運営していたものを民間に移譲しなければならなかったのか。また、こういった公的老人福祉施設、これを福岡県内でも民間に移譲し、そして、それによってサービスが向上したとか、そういったことがあったのかどうか、そういった点をまず最初に伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、養護老人ホーム遠賀静光園につきましては、厚生省からの負担金を主な財源とするということで、行財政改革の一環として民間移譲するということで決定、基本方針として今回の手続がとられたものでございます。

それから、今の入所者の処遇、公助、こちら辺につきましては、事業者からプレゼンテーションをしていただいて、処遇、公助の施策等が示されております。今後、これらについては行政事務組合の責任として、関係課長などを集めて協議を重ねて、それをしっかり実現させていくということで方向性が取りまとまっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

大体、大枠につきましては、今課長が話しました。もともとが、きょうは、この議会には3人、広域の議員さんがおられますが、広域の中でも、いわゆる行財政改革の一環の中で、静光園のいわゆる民間移譲という形が決まったわけでございます。わかりやすく言えば、民間のサービス、中身もそうだし、それから、今ちょっと手元資料がないので詳しくお話できないんですが、定数割れがかなりあるということで、それから職員の人件費等々、バランスを見まして、やはりこれはもう民間に、民間のほうで随分サービス等々進んでおるということで、やはりそういうふうに民間移譲したほうがいいのではないかという決定をされまして、今課長が申しましたように、各関係市町村課長会議に諮り、そして副町長会議に諮り、自治体にかけて決定し、議会に上げ、そして広域の議会において承認されたという経過がっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

要するに、行財政改革の一環で、官から民への流れを、それに乗っていったという、そういったところからこの移譲の問題が起こってきたと思いますが、広域議会の中でも、やはりもっと十分に議論することが必要ではないかという、そういった意見があったと聞くが、十分論議されていないという問題もありましょうし、また一応老人ホームですが、当然高齢者が入居されるので、介護が要介護状態になるという問題もあります。そういったときになれば、介護保険でのサービ

スの使用とか、そういった問題も出てくるわけなんですけど、今回、松快園がこれを引き継ぐということになります。それでは、当然松快園ではいろいろな介護サービスの展開を行っているので、そういったところと連携して行われるというような問題にもなりましようが、ただ高齢者の介護保険のサービスの利用というのは、ただ一元的に、ただ、ここに行きなさい、ここに行きなさいということだけではやっぱり足りない部分もあると思います。やっぱりいろんな自分の気に入ったサービスとか、そういったものでいくとかになりますけど、そういった点では、入居者が介護サービスを受けるとき、例えばショートステイとか、デイサービスとか、そういったものを受けるときに、松快園でない他のサービスを受けることができるのか、そういったことが可能なのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

サービスというのは、ケアプランを作成して、サービスを受けるというのが当然でございますけども、それは選択の自由の中でやられる行為ですので、縛られるものではないと考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員、もう終わりです。

○議員 10番 川上 誠一君

これで最後ですね。

○議長 横尾 武志君

最後じゃないです。ルールを守らなくては。もう3回済んだから。

○議員 10番 川上 誠一君

いや、2回です。

○議長 横尾 武志君

いえ、違う。3回した。（「3回答弁した」と呼ぶ者あり）

○議員 10番 川上 誠一君

いや、1回目は、私は理事者に聞くというふうに回答言ったでしょう。ですから、代表理事だから町長に聞きますと言ったら、課長が答弁したので、町長はどうですかということで聞いたんです。

○議長 横尾 武志君

わかりました。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

最後です、これが、3回目。

○議長 横尾 武志君

もう委員会ですることなら、委員会で討論してください。

○議員 10番 川上 誠一君

はい。ただ、やっぱりこれは大事な問題ですので、この前の全協の中でも、担当の委員会でも、やっぱり重要な問題は質疑しても差し支えないという、そういったことがあったので、ちゃんと前もってお話をしてから、了解を得てからやっていますので。

最後です。それで、やっぱり私は、最終的には行財政改革とか効率化、そしてまた民営化と民間移譲、そういったもののかげ声で、行政責任を果たしてきた重要な施設やそういったものを民間移譲とか、指定管理者制度とか、民間委託、そういったものにどんどんなげうっていくという今のやり方で公務員を削減していくという、そういったこと自体、やっぱり今後の町の行政の運営、住民の安全とかを見れば、大変なことになるんじゃないかなというふうに思っております。

特に、防災との関係で、やっぱり私はこういった質疑をするわけなんですけど、例えば、今度の東日本の大震災があったわけなんですけど、そのときに福島県は大きな震災を受けました。その中で、今度の議会の中で、決算の中で、それでは、このことについて決算の討論の中でこういったことが言われています。3月11日に東日本大震災と原発事故が発生し、浜通りの病院や介護福祉施設は壊滅状態となりました。それをフォローすべき中通りの公的医療、福祉体制も大混乱し、半年以上過ぎた現在でも、深刻なマンパワーの不足の中では、現場は定員オーバーと過密労働が続いています。行財政改革で公的な医療、介護、福祉を削減し、脆弱な体制に追いやったことは、大災害時において、県民の命と人権を危機にさらしてしまったと言わざるを得ません。県内の公的医療、介護、福祉の体制を手厚くとっていたなら、障がい者や高齢者、難病患者の被害も、もっと少なくすることもできたのではないのでしょうか。また、災害対策に当たる職員の人員不足や長期にわたる兼務で、あらゆる部署の業務停滞が表面化しています。災害対応が長引くにつれて、疲労で倒れる県職員も出ています。効率化の名目のもと、公務員削減は実は県民サービスの削減であり、災害時や緊急時に住民の命、財産を守る立場で住民擁護に迅速に応えるという公の役割を十分果たすことができない決定的な弱点をはらむことになったのではないのでしょうか。こういったように総括しておるんです。

ですから、先ほど言ったように、官から民への流れが本当に住民にとっていいことなのか。やはり今災害の問題については、消防の予算の削減とか、署員、団員の減少、こういったものが問題になってます。やはり今必要なことは、民間移譲を進め、公的責任を投げ出すことではなくて、やっぱり行政スタッフや医療や介護、こういった人的基盤を強化するという、こういったことが今自治体に求められているし、こういったことをすることが災害に強いまちづくりをつくって住



民を守るというふうに私は考えます。そういった点で、こういった民間移譲とか、公的責任を民間にどんどん投げ渡すということは、私は住民にとっては不利益になると思いますが、その点はいかが考えるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何か一般質問のような様相を呈してきました。これは質疑かなと思うわけでございます。

先ほどからお話しておりますように、これ広域行政事務組合の中で、もう十二分に論議して、結局1市4町の中で、この分の財産の処分等がございますので、各1市4町の中で、この件について審議していただきたいという内容でございますので、今議員がおっしゃられました大きな問題です、それは。広域、各自治体のいわゆる今後の防災に対するいわゆる弱者等の救済とか、いろんな問題であろうかと思えます。ちょっと論点が少しずれてるのではないかと考えております。広域の件につきましては、この経過等は、皆さん出られてますので、広域にうちの議会から3人、代表で出られてますので、議員からお聞きになられてください。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第65号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

この件につきましては、前回9月18日の全協でちょっとご説明がありましたけども、ちょっと確認のために質疑させていただきます。

まず、今回新たに生じた土地ということで、こういうふうに図示されておりますが、平成2年のタウンリゾート計画の折りに、この一帯については漁業権の消滅行為が行われております。それで、その後、タウンリゾート計画が廃止されて、若干の漁業補償はされていると思えますけども、現在、この漁業権についてはどのようになっているのか、このエリアにおける。それをちょ

っとお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

漁業権につきましては、タウンリゾートのときに消滅されてますので、そのまま引き続き消滅の状況だというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回、新たに生じるこの土地の件について、漁協といたしますか、特に芦屋漁協になるわけですが、ここでの調整は十分されていますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

これは県の事業になりますので、県のほうにちょっと確認をしないと、はっきりしたことは申し上げられません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

過去にもちょっと山側の波打ち際の部分で若干問題が出ておりますので、この辺については、十分県と調整した中で、漁業権の消滅も含めた中で調整をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、承認第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、発議第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、発議第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第7号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第50号から日程第22、承認第4号、日程第24、発議第6号及び日程第25、発議第7号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時28分散会

---